

監査の概要

平成 30(2018)年度

新潟市監査委員事務局

目 次

I 監査の概要

1. 監査委員とは 1
2. 本市の監査委員 1
3. 監査等の種類 3
4. 監査の基準 4
5. 監査結果の処理基準 5
6. 監査結果に基づく市長等の措置 5
7. 監査の流れ 6

II 平成30年度 監査等の結果

1. 定期監査（財務等監査・工事監査） 7
 2. 財政援助団体等監査 10
 3. 平成29年度 決算審査 12
 4. 平成29年度 基金運用状況審査 23
 5. 平成29年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査 . . . 23
 6. 例月の現金出納検査 25
 7. 住民監査請求に基づく監査 26
 8. 請求等に基づく監査 26
 9. 包括外部監査 27
- 《参考》監査委員に関わる地方自治法その他の法令・例規（抜粋） . . . 28

I 監査の概要

1. 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に基づいて設置される地方公共団体の長から独立した独任制の執行機関です。

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正に行われているかを公正不偏の立場から監査し、公正で効率的な市政運営の確保に資することを職務としています。

【用語の解説】

「独任制」とは、それぞれの監査委員が独立して職務を行うことです。このため教育委員会などのように「監査委員会」とは呼びません。ただし、監査の結果や意見の決定については、監査委員全員の「合議」によっています。

2. 本市の監査委員

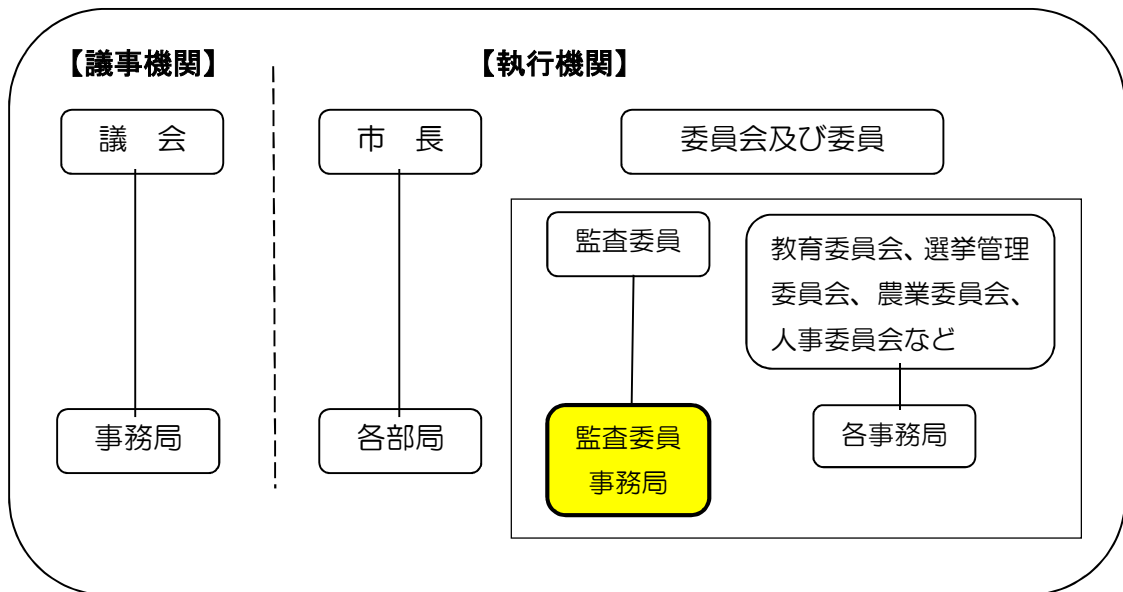
監査委員は、行政運営に関し識見を有する者及び市議会議員のうちから市長が市議会の同意を得て選任します。監査委員の任期は、識見の監査委員は4年、議選の監査委員は議員の任期によります。

本市の監査委員は次の4名です。

(平成30年4月現在)

		氏名	就任年月日	備考
識見委員	常勤	高井 昭一郎	平成30年 4月 1日	代表監査委員
	非常勤	伊藤 秀夫	平成29年 10月 1日	弁護士
議選委員	非常勤	渡辺 有子	平成29年 5月20日	市議会議員
	非常勤	加藤 大弥	平成29年 5月20日	市議会議員

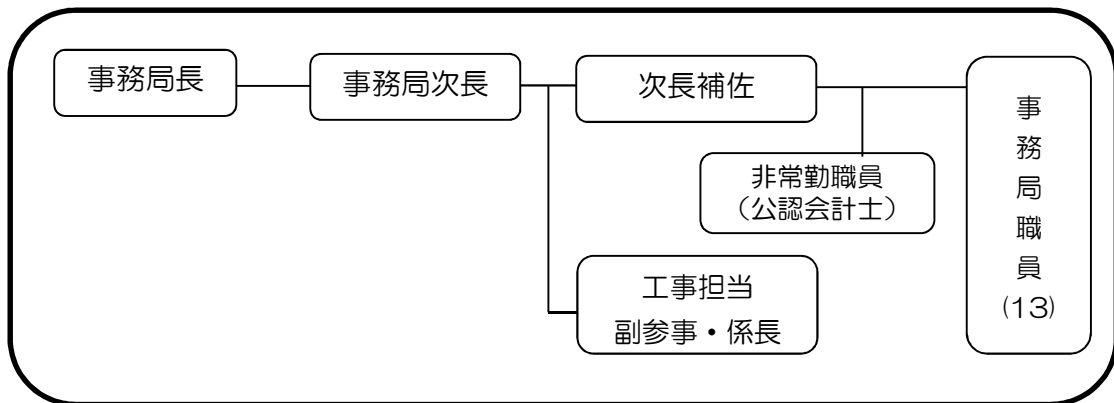
(1) 新潟市の監査委員



(2) 監査委員事務局（平成30年4月1日現在）

■ 組織体制

監査委員を補助するため、事務局が置かれています。（自治法 200 条）



注：表中の（ ）内の数字は職員数、ただし数字がない場合は 1 名

■ 所管事務

- 定期監査等監査に関すること
- 出納検査に関すること
- 決算審査等に関すること
- 健全化判断比率等審査に関すること
- 外部監査人の監査に関すること

3. 監査等の種類

監査委員は、公正不偏の立場から、市の事務が住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかに留意して、各種の監査や審査、検査を行っています。

監査等の主な種類には、次のようなものがあります。

(1) 法律などの定めにより定期的に行う監査等

種 別	概 要	関係法令
定期監査 (財務等監査) (工事監査)	市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査 市の建設事業に係る設計、積算や施工等についての技術面からの監査	地方自治法 第 199 条第 1 項、第 4 項
決算審査	市長から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計(水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計)の決算書等に基づく決算の審査	地方自治法 第 233 条第 2 項 地方公営企業法 第 30 条第 2 項
基金運用状況審査	市長から提出された基金の運用状況調書の審査	地方自治法第 241 条 第 5 項
健全化判断比率・資金不足比率の審査	市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率算定の審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項
例月の現金出納検査	現金の出納について、毎月例日を定めて行う検査	地方自治法 第 235 条の 2 第 1 項

(2) 監査委員が必要があると認めたときに行う監査

種 別	概 要	関係法令
行政監査	市の事務の執行が、合理的、効率的に行われているか、法令等に従って適正に行われているかについての監査	地方自治法 第 199 条第 2 項
財政援助団体等監査	市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについ	地方自治法 第 199 条第 7 項

	での監査	
随時監査	定期監査のほか、必要に応じて行う、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査	地方自治法 第 199 条第 5 項

(3) 市民などの要求や請求に基づいて行う監査

種 別	概 要	関係法令
住民監査請求に基づく監査	市民からの監査請求により行う監査	地方自治法 第 242 条

※その他、住民の直接請求に基づく事務の執行に関する監査、市長からの要求監査、議会からの請求監査等があります。

(4) 外部監査人監査

種 別	概 要	関係法令
包括外部監査	監査委員による監査とは別に、外部監査人が、自治体の財務事務や財政援助を行っているものについて、テーマを決めて行う監査	地方自治法 第 252 条の 37

4. 監査の基準

監査にあたっては、公正で市民に信頼される市政運営の推進に資するため、「新潟市監査委員監査基準」に基づき、実施しています。

【概 要】

- (1) 新潟市監査委員監査基準は、監査委員監査の基準であり、実施可能にして合理的である限りこれに従って監査、検査及び審査を実施する。(基準第 2 条)
- (2) 監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施しなければならない。その場合のリスクの重要度については、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断する。(基準第 7 条)
- (3) 監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性も考慮する。(基準第 15 条第 2 項)
 - 合規性 ⇒ 法令等に従って適正に処理されているか

- 経済性 ⇒ より少ない経費で、同様の効果が得られないか
 - 効率性 ⇒ 同じ経費で、より大きな効果が得られないか
 - 有効性 ⇒ 事務事業が所期の目的を達成し、効果を上げているか
- (4) 定期監査等の監査の報告に係るものについては、市民への説明責任を果たしていくため、ホームページなども効果的に活用し、適時、市民にわかりやすい形で情報を速やかに公表する。(基準第 22 条)

※「新潟市監査委員監査基準」は平成 29 年 4 月 1 日から施行。

5. 監査結果の処理基準

監査の実施により問題が認められる事項については、概ね以下の 3 点に整理しています。このうち「指摘事項」と「意見」については、監査の結果として公表し、市長等の措置を求めています。

(1) 指摘事項

法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を求める事項若しくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項であって、特に指摘すべき事項として監査結果で報告し、公表するもの(自治法 199 条 9 項)

(2) 意見

監査結果に関する報告に添えて、組織及び運営の合理化に資するために示す見解で、公表するもの (自治法 199 条 10 項)

(3) 軽微事項

監査にあたってみられた、上記の指摘事項以外の軽微な事務処理誤りと認められる事項

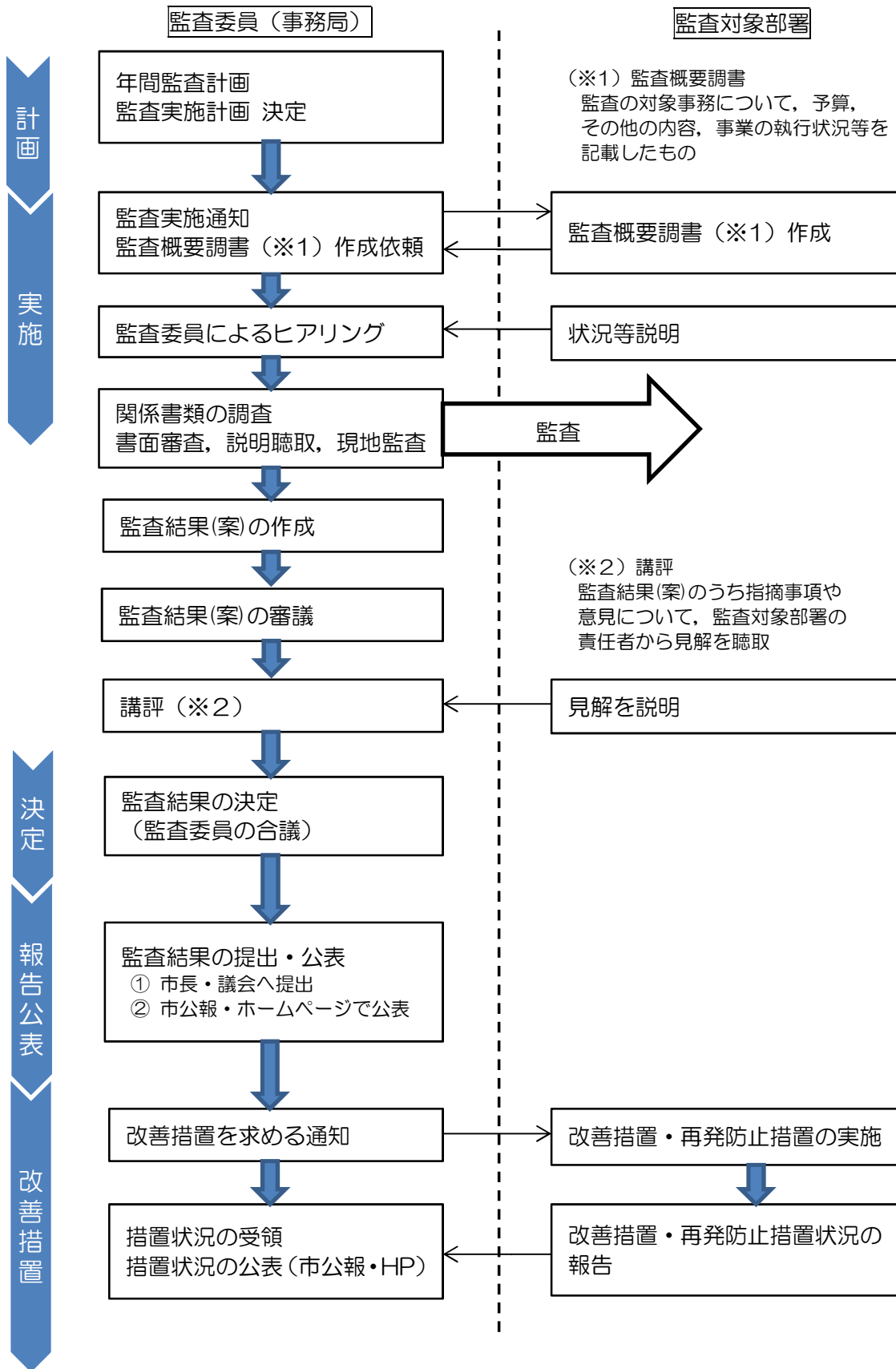
6. 監査結果に基づく市長等の措置

監査委員が行った監査結果に基づき、市長等の関係機関が改善等の措置を講じたときは、監査委員に通知するとされています。

監査の実効性を確保するため、監査の実施後、措置の実施状況を確認しており、監査委員は、「指摘」「意見」に対する措置内容について公表しています。

(自治法 199 条 12 項)

7. 監査の流れ（定期監査）



Ⅱ 平成 30 年度 監査等の結果

1. 定期監査（財務等監査・工事監査）

- 財務等監査は、財務に関する事務の執行及び公営企業等の経営に係る事業の管理等の全般を対象に実施する基本的な監査です。
予算の執行等が法令等に則って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施しています。
原則として部・区を単位として、3年間で全所属を一巡しています。
- 工事監査は、設計積算、契約、施工など工事に関連した事項全般について、主として技術面から適正に行われているかを監査するものです。
工事の執行に関して、財務等監査と同様に経済性などに留意するとともに、工事及び施設の安全性や維持管理の容易性にも配慮して実施しています。
対象部署は、工事を所管する部署及び工事に係る関係部署としています。

(1) 指摘事項の概要

○財務等監査

■ 契約事務に関する事例

【事例1】工事完了後に、施工業者に他者の見積もりを提出させ、書類上は見積もり合わせを実施したかのように調べていたもの（平成30年7月公表）

指定管理施設を所管する部署の担当者は、当該施設の管理人よりガスストーブが不調である旨の連絡を受け、業者へ状況確認と修理に係る見積書の提出を依頼し、同日午後、業者より機器の取替が必要である旨の状況報告と修理費の見積書の提出を受けた。

冬期にも関わらず代替の暖房機器がなかったこと、利用者への影響を考慮し、速やかに同業者へ取替工事の発注をしたが、一者随意契約はできないという担当者の誤った認識により、工事完了後に、施工業者へ他者（2者）の見積書を提出させ、書類上は見積もり合わせを実施したかのように調べていた。

当該工事は、利用者への影響を考慮した緊急対応として業者に修理を依頼したものであることから、一者随意契約として事務処理をすべきであった。

背景・原因
<ul style="list-style-type: none"> ・契約に関する法令や制度の理解不足 ・故障発生時及びその後の事務処理について上司への報告、相談など課内での情報共有の欠如 ・コンプライアンス意識の欠如 ・組織のチェック体制の不備
再発防止策（市長等の措置状況）
<ul style="list-style-type: none"> ・契約事務の研修の受講などで法令等の知識の習得に努める（措置実施課） ・契約等の重要な処理を行う際は、事前に上司への相談を徹底する（措置実施課） ・組織全体でコンプライアンス意識の向上を図る（措置実施課） ・契約規則及び随意契約ガイドラインについて、庁内掲示板で周知を図る（制度所管課）

■ 支払事務に関する事例

<p>【事例2】支払事務の重要性に対する認識が組織として著しく欠落していたため、支払遅延等が繰り返されたもの（平成30年12月公表）</p>
<p>平成29年度の公園のトイレ清掃業務委託について、同業務を請け負っていた業者から契約に基づき毎月提出されていた履行届と請求書を留め置き、履行確認と支払処理を行わなかった上に、担当者の判断により平成29年7月に業者に対して年度末の一括払を提案し、出納閉鎖間際の平成30年5月29日に年額を一括で支払っていた。そして、平成30年度も同じ業者と契約を締結し、年度当初には履行届と請求書が毎月提出されていたが、前年度と同様に、担当者が平成30年6月に業者に対して年度末の一括払を提案して、平成30年4月から平成30年10月までの7か月分の額について支払処理等を行っていなかった。</p> <p>その他にも、平成30年度の修繕工事や業務委託において、担当者が業者から提出された履行届と請求書を留め置き、業務履行後3か月以上にわたり支払処理等を怠っていたものが12件確認された。</p>
背景・原因
<ul style="list-style-type: none"> ・組織としてのチェック体制が形骸化していた ・支払遅延が市民に影響を与える不適切な行為であるという認識が、担当者だけでなく組織としても著しく欠落していた
再発防止策（市長等の措置状況）
<ul style="list-style-type: none"> ・業者から提出された履行届・請求書等を、担当者個人が溜め込まないよう共有管理方式に変更する（措置実施課） ・契約締結～支払月～履行検査～支払処理～完了まで、担当者・係長・管理係が共有のデータファイル上で進行管理を徹底する（措置実施課） ・会計実務研修を実施し、実務能力の向上を図る（措置実施課・制度所管課）

- 業務配分の見直しを行う（措置実施課）
- 再発防止策について実施状況を現地検査する（制度所管課）

■ 財産管理事務に関する事例

【事例3】 庁舎の使用にあたって、使用許可手続きが漏れていたもの（平成31年3月公表）

庁舎を他団体の事務室などとして使用を認める場合、新潟市庁舎等管理規則（以下、「規則」という。）に基づき、使用許可願を提出させ、許可証を交付した後でなければ使用させてはならないところ、区の担当課では、平成25年度から使用の許可の手続きをせずに、庁舎の一部と車庫棟の一部を、A団体の事務室及び倉庫として、使用させていた。

同規則による庁舎の使用にあたって、電気料などの実費は、許可手続きがなされていた平成24年度以前と同様に支払われていた。そのため、平成25年度以降も引き続き使用をすることについて、担当課として異論はなかったとしても、定められた手続きに則り、明確な方法でなされなければならないというべきであり、書面上明確に許可された使用でなければ、使用が認められるものではなかった。

背景・原因

- 組織としてのチェック体制が不十分であった
- 人事異動時の引継ぎが不十分であった
- 庁舎管理規則に関する認識が欠如していた

再発防止策（市長等の措置状況）

検討中

○工事監査

指摘事項なし

2. 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについての監査を行います。

なお、財政援助団体等とは、財政援助団体、出資団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者のことをいいます。

(1) 対象団体等

○公益財団法人 新潟市芸術文化振興財団及び新潟市文化スポーツ部文化政策課等同財団に係る所管課（出資団体監査）

(2) 監査結果の概要

■ 結果

財団では設立目的に沿った事業運営が行われており、出納その他の事務の執行等についても、概ね適正に行われていることを確認した。

■ 意見

財団の組織は、事務局と複数の指定管理施設で構成されている。各施設は、開館の経緯からそれぞれが別々の成り立ちを持っており、業務分野や事業における収益・費用の性質が異なり、所在地も離れていることから、会計事務については、各施設で概ね完結する仕組みとなってきた。

今回の監査では、財団の会計事務は概ね適正に行われていることを確認したが、これらの背景もあり、財団統一の会計マニュアルが整備されていないことによる施設間の会計ルールの不整合等の問題が見受けられたほか、決算処理に多大な時間を要し、結果的に、消費税や法人税等の会計処理にも影響する等の状況が見受けられたところであり、以下 2 点の意見を付した。

まず 1 点目は、財団全体を統括する等、業務や意識の統一を図るための強力なリーダーシップが必要である。特に、事務局は、財団処務規程上、財団の運営や予算、資金計画及び決算を所管する中枢部門であることから、財団運営の司令塔として、リーダーシップを発揮し、経理面での不整合な部分を整理統一していくべきである。その際、事務局は、各施設で今まで培われた知見を集約統合のうえ、財団に適した方法を構築することが望まれる。

2 点目は、事務局・各施設間で、それぞれが実施している業務の状況や抱えている経理上の特有の課題を相互に理解することである。特に、各施設には、芸術や歴史分野の専門職員が多いこともあり、財団内部で活発な人事交流は行われてこなかったこ

とや、事業面でも、連携して行った事例は多くない状況であることがヒアリングで確認された。これらの背景から、各施設がほぼ独立した運営形態となっており、それぞれが抱える課題の解決に向けて、相互理解が進みにくい状況が生まれている。今後、市派遣職員の減少が進み、プロパー職員が財団運営の中核を担う立場になっていくことが見込まれることから、財団全体の運営を担う職員を育成するために、財団内部における人事交流や事業連携を積極的に行うとともに、事務局・各施設間の距離を縮めるためにも、例えば、事務局と事業部門の事務室について、同一施設内での設置を検討する等、財団の一体感を高めるような取り組みが進められることを望む。

3. 平成29年度 決算審査

毎会計年度、会計管理者が調製した決算について、市長からの審査依頼に基づき決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行が効率的かつ有効なものとなっているかなどについて審査を行っています。

(1) 一般会計・特別会計

■ 審査の主眼

- ① 決算書類は、関係法令に準拠して作成されているか
- ② 決算書類の計数は正確か
- ③ 予算執行は、適正かつ効率的、効果的に行われているか
- ④ 財務に関する事務が法令に準拠して処理されているか

■ 審査の結果

審査に付された各会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、かつ、決算計数は正確であると認めた。予算の執行、財務に関する事務処理は、概ね適正であると認めた。

各基金の運用状況は、計数は正確であり、それぞれ設置目的に従って運用されており、事務の執行も適正であると認めた。

■ 決算の概要

〈決算総括表〉

(単位:千円)

区 分	一般会計	特別会計	総 計
歳入決算額	406,400,946	233,887,021	640,287,968
歳出決算額	403,582,887	229,315,474	632,898,361
差引残額(ア)	2,818,059	4,571,548	7,389,606
繰越すべき財源(イ)	253,108	3,838	256,946
実質収支(ウ=ア-イ)	2,564,951	4,567,710	7,132,660
前年度実質収支(エ)	446,193	2,975,210	3,421,403
単年度収支(ウ-エ)	2,118,758	1,592,499	3,711,257

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

《主な基金の状況》

(単位:千円)

区 分	前年度末現在高	当年度中増減高	当年度末現在高
財政調整基金	3,611,267	△1,799,695	1,811,572
土地基金	7,650,000	△7,650,000	0
市債管理基金	18,338	2,852	21,191
都市整備基金	2,004,580	△499,685	1,504,895

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。
市債管理基金現在高に満期一括償還積立分は含まない。土地基金はH29で廃止。

《市債現在高》

(単位:千円)

区 分	前年度末現在高	当年度中増減高	当年度末現在高
一般会計	572,708,679	27,528,952	600,237,631
特別会計	10,729,579	△704,983	10,024,595
総 計	583,438,258	26,823,969	610,262,226

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

《財政指標等》

(単位:%・ポイント)

区 分	28年度	29年度	比較増△減
財政力指数	0.743	0.730	△0.013
経常収支比率	94.4	92.4	△2.0
義務的経費比率	48.0	50.7	2.7
地方債現在高/人	715,567円	753,137円	37,570円
基金現在高/人	7,085円	4,240円	△2,845円

※「地方債現在高/人」及び「基金現在高/人」算出の際の人口は、28年度は平成29年1月1日現在、29年度は平成30年1月1日現在の住民基本台帳の人口による。

・財政力指数

(基準財政収入額/基準財政需要額)の3か年の平均値で、地方税の収入能力がどの程度かを示すもの。「1」に近いほど財政力が強いとされる。

・経常収支比率

(経常経費充当一般財源/(経常一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債)×100)で表され、経常経費に充当した一般財源の割合。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。

・義務的経費比率

歳出総額に占める義務的経費(人件費・扶助費・公債費)の割合。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。

■ 審査意見概要

《財政状況の特徴点》

【市税等の一般財源の動向】

- 歳入全体（普通会計）では、義務教職員人件費の権限移譲などに伴い、政令市移行後最大規模の 4,072.4 億円となった。市税は、法人市民税が減少したものの、給与収入等の増加により個人市民税が増収となるなど、市税全体では前年度比 13.2 億円の増となった。また、一般財源全体では主に義務教職員人件費の権限移譲に伴い、地方交付税、道府県民税所得割臨時交付金等が増加し、295.6 億円増となった。一方、義務教職員人件費の権限移譲や除排雪対策により国庫支出金が 128.8 億円増となった。その他、地方債については 96.6 億円の増となった。内訳としては、臨時財政対策債が、義務教職員人件費の権限移譲により基準財政需要額が増加した影響等から 64.4 億円増加し、その他の地方債が、平成 28 年度の大型補正による多くの事業が平成 29 年度に完了したことなどに伴い、32.1 億円増加した。

【市民所得の動向】

- 所得区分ごとに、個人市民税所得割の課税対象となる前年所得（平成 28 年）を平成 27 年と比較してみると、給与所得者の 1 人当たり平均所得額は 1.1% 増加している。また、農業所得者の 1 人当たりの平均所得額は、13.6% 増加し、分離課税分の 1 人当たり平均所得額は 31.3% 増となっている。
- 全体の 1 人当たり平均所得増減については、全国の 25,093 円、0.8% 増に対し、本市は 58,227 円、2.0% 増と所得格差は縮小し、リーマン・ショックなどにより 280 万円台まで落ち込んでいた所得額が 300 万円台まで回復した。

【歳出全体の状況と経常収支比率】

- 「経常収支比率」は、前年度に比べ 2.0 ポイント低下し 92.4% となっている。このことについては、義務教職員人件費の権限移譲に伴う人件費の増などにより上昇要因よりも、満期一括償還に備えた市債管理基金への積立方法の変更による公債費の減少などに低下要因が大きく、前年度と比較するにあたっては考慮する必要がある。
- 性質別歳出では、歳出決算額全体で 497.5 億円増加している。これは、主に義務教職員人件費の権限移譲などに伴い義務的経費が 350.2 億円増加したことによるものであり、歳出全体における義務的経費の占める割合は 50.7% と増加傾向を示している。

【建設事業費】

- 前年度経済対策関連で補正された 143.8 億円のうち多くが当年度に繰越となったことなどから、前年度より 72.4 億円増の 569 億円となった。これは、

第一期開業を迎えた新潟駅周辺整備事業、小学校・中学校の大規模改修等で前年度の事業費を上回ったほか、新潟市民芸術文化会館の大規模な改修事業、さらには記録的な降雪により除排雪経費が前年度より 22.6 億円増加したことなどによるものである。

【市債の状況】

- 市債発行額は、平成 25 年度の 689.2 億円をピークに減少し続け、前年度 515.8 億円となっていたが、当年度増加に転じ、612.5 億円となった。なお、歳入総額に占める地方債の割合を示す「地方債依存度」は 15.0%と地方財政計画を上回る水準にある。地方債現在高については、合併特例債が減少したものの、臨時財政対策債が増加するなど、全体として、前年度と比べ 1.05 倍、276 億円増加し、6,001 億円となった。

【基礎的財政収支（プライマリーバランス）について】

- 本市の財政予測計画上の基礎的財政収支は、前年度の大型補正事業が当年度に実施されたことなどにより市債発行額が大きくなったことから、当年度は赤字となった。なお、標準財政規模に対する市債現在高の割合をみると、平成 19 年度以降 9 年間増加してきたが、当年度は義務教職員人件費の権限移譲の影響で標準財政規模が増加したことから減少に転じた。

《決算のまとめ》

(1) 「持続可能なまちづくり」に向けた財政運営

- 平成 29 年度予算は、政令指定都市移行からの 10 年を総括し、新たな 10 年に向けて第一歩を踏み出す重要なものとして位置づけられ、今後、人口減少、少子・高齢化に的確かつ迅速に対応し、持続可能なまちづくりに向け、財政健全化にしっかりと取り組むとされた。
- 平成 29 年度の決算状況をみると、財政調整基金や都市整備基金を活用するとともに、土地基金から実質 20 億円を一般会計に繰り入れたほか、厳しい寒波による除排雪経費の大幅な増加もあり、地方債の満期一括償還にかかる市債管理基金への積立方法を変更するなどして財源を捻出するとともに、全事務事業点検による業務の見直しなどの行財政改革を進め、歳出の削減に努めた。
- 臨時財政対策債を除くプライマリーバランスは、平成 28 年度の国の大型補正予算関連で繰り越した建設事業が完了したことにより、市債の借入が増加し、財政予測計画の財政目標は未達成となった。また、義務教職員人件費の権限移譲に伴い、本市の財政構造が大きく変わることになったが、歳出に占める義務的経費の割合が 48.0%から 50.7%に上昇するとともに、財政力指数は 0.743 から 0.730 へ悪化するなど、引き続き本市の財政状況は厳しいものとなっている。
- 平成 29 年 11 月総務省から公表された「基金の積立状況等に関する調査結果」

によると政令市・中核市の基金残高も近年増加してきているが、本市においては、基金を活用しながらまちづくりを進めた結果、平成 29 年度末の主要 3 基金（財政調整基金、都市整備基金、市債管理基金（満期一括償還分を除く））をみると、現在高は約 33 億円となった。

- リーマン・ショックの影響などにより、平成 19 年度から平成 21 年度まで法人市民税の税込減が約 30 億円であったことや、厳しい寒波による除排雪経費が約 106 億円支出されたことを考えれば、基金現在高は、税込環境の急激な変化や災害などに対応するために、十分な積立額とは言えず、今後は、計画的に積み立てていく必要がある。なお、今回の大雪など、災害ともいえる気象状況に起因する被害への対応は地方自治体だけでは困難な場合もある。
- 市債管理基金については、満期一括償還にかかる積立方法を変更したことにより、平成 31 年度（2019 年度）から 5 年間で変更分の 25 億円を積み立てる予定となっているが、一方、当年度については、歳入の土台となる個人市民税が増加し、明るい兆しも見え始めている。
- このような状況の中、にいがた未来ビジョンに掲げる 3 つの都市像のもとで、市民生活の多種多様な課題に対応するなど「安心政令市にいがた」を確立していく必要がある。
- そのためには、「行政改革プラン 2018」による業務や組織の見直しなどの行財政改革を加速するとともに、限られた資源の「選択と集中」を行い、必要な施策について優先順位を明確にして実施し、税込等の歳入確保の土台づくりに努め、増えつつある市民所得の動きをしっかりと継続させながら、持続可能な行財政運営を行っていくことが求められる。

(2) 信頼される市政の実現に向けて

ア 繰り返される不適切な事務処理への対応

- 平成 29 年度の定期監査では、現金取扱業務の中から、手書き納付書使用業務について重点的に監査を行ったが、一部には手書き納付書の連番管理がなされていない事例などがあった。また、指摘事項として挙げた中には、業務委託契約の相手方の業者に対し、長期間に渡り、委託料が未払いの状態になっていた事例など、不適切な事務処理が繰り返し発生している状況がみられた。
- これらの多くについては、誤りが積み重なる中で一歩間違えば、不祥事の発生等につながりかねず、市政に対する市民の信頼や業務の有効性の確保などに大きな影響を及ぼすのではないかと懸念している。
- その背景には、組織の一部に「不適切な事務処理により、市民等にどのような影響を与えるか深く認識しないまま、漫然と業務を行っている」状況があり、一部署で発生した問題を組織全体で受け止め、改善を図っていかうとする組織文化が根付いていないことが、不適切な事務処理が繰り返される大きな要因であると言わざるをえない。
- 監査の指摘事項等については、監査を受けた部署のみならずどの部署でも発生し

うる問題であり、不適切な事務処理を行った場合に、市政に対する市民の信頼性をはじめ、市民や本市に与える影響を十分に認識したうえで業務を行っていく必要がある。

イ 内部統制体制の着実な整備を

- 平成 29 年（2017 年）6月に地方自治法が改正され、2020 年 4 月に指定都市の市長には内部統制体制の整備が義務づけられることとなった。
- 各部署においては、業務を「見える化」することで、事務処理上のリスクがどこにあるのかを認識し、リスクが発生した場合には、市民や本市にどのような影響を与えるのかを評価したうえで、それらのリスクを除去・軽減するための有効な対策を講じることが求められる。
- このような内部統制体制を整備・運用することで、各部署において組織的にリスク管理が進み、その結果、より適正な行財政運営が確立され、市民の信頼を確保していくことが期待される。
- 現在、不適切な事務処理が繰り返し発生している状況について、危機意識をより強く持つとともに、組織全体で議論や準備を進めるなどして、本市にふさわしい内部統制体制を構築するための準備を確実に進められたい。

(2) 公営企業会計

■ 審査の主眼

- ① 決算書類が関係法令に準拠して作成されているか
- ② 決算書類が企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ③ 年度比較による事業の推移を把握し、経済性、効率性の観点にも留意した経営内容分析

■ 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。

■ 審査意見概要

≪下水道事業会計≫

(1) 経営成績

区 分	29 年度	28 年度	比較増△減
総収益	325 億 9,436 万円	329 億 4,630 万円	△3 億 5,193 万円
総費用	306 億 3,708 万円	308 億 1,095 万円	△1 億 7,387 万円
純利益	19 億 5,728 万円	21 億 3,535 万円	△1 億 7,807 万円
営業収支比率	89.3%	88.7%	0.6
経常収支比率	106.4%	106.8%	△0.4

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

(2) 審査意見

【雨水処理について】

- 雨水処理に係る一般会計からの繰入金は年々増加しており、現在も施設整備を行っていることから、今後も多額の繰入が見込まれる。
- 浸水対策は、市民の安心・安全な暮らしを守るために今後も継続的に行っていく必要があるものの、雨水処理施設の整備は大規模事業となることが多い。雨水処理に係る経費は公費負担が原則であることから、今後の整備においては、本市の厳しい財政状況も考慮したうえで緊急度を踏まえた計画的かつ効率的な施設整備が求められる。

【汚水処理について】

- 汚水処理施設の整備は、下水道処理人口普及率 85.3%、汚水処理人口普及率 88.0%といずれの数値も上昇したが、下水道接続率は 90.0%と政令市平均 97.5%に比べて低い数値であり、区別の接続率では、南区は 58.4%、西蒲区は 47.7%と若干の増加はあったものの、依然として他区に比べて低い水準となっている。
- 汚水処理については、地方公営企業として経営に必要な費用は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が基本原則であることから、自立した経営を目指すためには、使用料収入の確保は欠かせない課題である。
- 未普及地域の解消に向けて汚水処理施設の整備を推進するとともに、増加が見込まれる老朽化した施設の更新にも対応していくためには、安定した財源を確保しなければならず、そのためにも引き続き区役所と連携した未接続世帯に対する取組みを強化する必要がある。また、施設の整備においては、下水道だけでなく合併処理浄化槽などの特性や経済性、地域の実情などを踏まえた、より効率的な整備を推進するとともに、維持管理についても、施設統合を視野に入れた更なる合理化を進めていく必要がある。

【今後の課題】

- 本市の下水道を取り巻く経営環境は、今後、これまでに整備してきた施設の老朽化に伴う更新需要がますます増加していくとともに、人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれるなど、将来的には厳しくなると思われる。
- 今後も安定的に事業を継続していくためには、膨大な資産や複雑な財務等の状況を的確に把握し、「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、公費と私費それぞれ異なる財源の将来の見通しを具体的な推計等により「見える化」したうえで、中長期的な視点に基づき、経営環境の変化にしっかりと対応した計画的な経営に取り組むことが求められる。
- 現在、平成31年度からの新しい中期ビジョンを策定中であるが、人口減少などの情勢の変化や本市の財政状況等を踏まえたうえで、限られた財源を有効かつ効率的に活用し、将来にわたり持続可能な事業運営に資する計画を策定することを求めるものである。

《水道事業会計》**(1) 経営成績**

区 分	29 年度	28 年度	比較増△減
総収益	162 億 5,021 万円	162 億 9,703 万円	△4,683 万円
総費用	139 億 8,092 万円	139 億 1,190 万円	6,902 万円
純利益	22 億 6,928 万円	23 億 8,514 万円	△1 億 1,585 万円
営業収支比率	114.3%	114.4%	△0.1
経常収支比率	117.2%	116.9%	0.3

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

(2) 審査意見**【経営状況】**

- 経営状況について、当年度の純利益は前年度に比べ 1 億 1,585 万円減の 22 億 6,928 万円となった。
- これは各浄水場で保管されている放射性物質を含む浄水汚泥の処分量が、近年は減少傾向であったものが当年度は増加したことにより、特別損失の浄水汚泥等対策費が前年度に比べ 9,342 万円増加したことが主な原因である。

【財政状態】

- 現金預金残高は、前年度に比べ 20 億 2,375 万円の大幅な増加となり、101 億 5,110 万円となった。これは阿賀野川浄水場施設整備事業（平成 27 年度～平成 31 年度）、基幹管路更新事業などにおける翌年度繰越額が前年度に比べ増加したことや、寒波の影響などにより当年度内に竣工した建設改良工事に係る支払いの一部が翌年度の支払いとなったことで、当年度末現在での未

払金が増加したことなどによる一時的なものである。

- 建設改良積立金などの内部留保資金についても、当年度は前年度に比べ 5 億 5,291 万円増の 70 億 886 万円となったが、翌年度繰越額の増加などによる一時的なものである。
- 当年度に策定された新・マスタープラン中期実施計画（平成 30 年度～平成 32 年度）においても、平成 30 年度には給水量の減少に伴う給水収益の減少や、阿賀野川浄水場施設整備事業に係る支出がピークを迎えることなどにより資金は大幅に減少し、その後も昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて集中的に建設された浄配水施設や新潟地震後に布設された多くの管路の更新等が計画されていることから、平成 35 年度には 3 億 2,000 万円あまりの資金不足が生じると見込まれている。

【今後の課題】

- 近年の水道事業の経営は安定しており、水道料金収納業務を民間委託するなど経費削減に取り組むことで、資金不足となる当初の見込みが平成 32 年度だったものが、現在は平成 35 年度となり、現在の状況は当初の見込みに比べ若干好転している。
- 新マスタープランでは、給水人口の減少などに伴い今後の給水収益は減少していく一方で、老朽化した施設の更新など安全でおいしい水道水を供給していくために必要な設備投資は今後も続き、引き続き水道事業を取り巻く環境は厳しい状況であり、今後も将来の需要に見合った施設のあり方を検証し、一層の効率化を図る必要がある。
- 現在、借入割合を一定比率に抑えている企業債については、将来世代への過度な負担とならないよう配慮する必要があるものの、水道施設整備に対する企業債の借入にはそれを利用する将来世代にも費用を負担してもらうことで、現在の利用者と将来の利用者の負担を公平化する機能もある。このため、将来的に資金不足が見込まれる状況の中で、安定した持続可能な事業運営を図るためには、現在の借入水準についてもあらためて検討し、世代間の負担のあり方を踏まえたうえで、施設の更新に必要な資金を確保していく必要がある。
- なお、このたびの寒波の影響で西蒲区の一部地域では断水せざるを得ない状況となり、市民生活に支障をきたす事態となった。今後は、再発防止を図るとともに、仮に断水があった場合には市民への迅速な周知を行うなど、市民生活への影響を最小限に抑えるよう努められたい。また、新潟広域都市圏ビジョンに基づく近隣市町村との災害時相互援助や緊急連絡管整備についても引き続き検討されたい。

《病院事業会計》

(1) 経営成績

区 分	29 年度	28 年度	比較増△減
総収益	246 億 4,870 万円	245 億 2,585 万円	1 億 2,285 万円
総費用	246 億 6,267 万円	243 億 8,648 万円	2 億 7,618 万円
純利益	△1,397 万円	1 億 3,936 万円	△1 億 5,333 万円
医業収支比率	88.8%	90.0%	△1.2
経常収支比率	99.9%	100.8%	△0.9

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

(2) 審査意見

【医業損益の状況】

- 医業損失は、当年度は 26 億 705 万円と前年度より 3 億 2087 万円拡大した。
- 医業収支比率は前年度から 1.2 ポイント減の 88.8%となり、5 期連続の悪化となった。医業収益は前年度より 228 万円増加したものの、医業費用において抗がん剤等を使用する治療実施件数と高額な診療材料を使用する治療件数が増加していることなどにより材料費が 2 億 2,162 万円増加し、医業費用の伸びが医業収益の伸びを上回ったことによるものである。

【材料費の状況】

- 材料費は、当年度は 64 億 2,905 万円と前年度より 2 億 2,162 万円増となった。主に診療材料費が 1 億 3,772 万円、薬品費が 8,922 万円、それぞれ増となったことによるものである。
- 材料費対医業収益比率は年々増加し、「病院経営分析比較表（総務省）」によると、平成 28 年度の材料費対医業収益比率は類似病院（一般病床 500 以上）の平均が 27.3%であるのに対して、市民病院は 29.0%と高い水準となっており、医業収支比率の悪化の一因ともなっている。

【今後の課題】

- 当年度は 6 月に労働基準監督署から是正勧告を受け、緊急対応宣言に基づき、市民や関係機関の協力のもとで職員勤務時間の縮減や適正化に向けて取組んだ結果、一定の成果をあげることができた。
- その一方では、緊急対応宣言の影響により平成 30 年度以降の中期経営計画を見直さざるを得なくなり、経営指標である病床利用率を 92.5%から 89.5%へと下方修正するなど、医業収益の今後の大幅な増加は見込めない状況である。
- また、平成 30 年度の診療報酬改定では、全体としてはマイナス改定となっ

た。高齢化の進展に伴い増大している医療費の抑制は国においても課題となっており、今後の薬価等の改定は楽観できない状況にある。

- 今後も高齢化が一層進展していくことが見込まれる中で、地域の中核病院として重症・専門・救急医療の提供体制は維持していく必要がある。そのためにも、昨年緊急対応宣言に基づき、市民病院が本市における「救命救急の最後の砦」として機能することができるよう、引き続き市民や関係機関の理解と協力を求めることで職員の負担軽減を図るとともに、費用の一層の効率化を図ることで持続可能な健全経営を維持できるよう努められたい。

4. 平成29年度 基金運用状況審査

市長からの審査依頼に基づき、基金運用状況調書等の関係諸表の計数を確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査します。

■ 対象基金

- ・新潟市土地基金
- ・新潟市美術資料取得基金
- ・新潟市歴史資料及び文学資料取得基金

■ 審査の主眼

- ① 基金運用状況報告について、その計数が正確であるか
- ② 基金の設置目的に従って運用されているか

■ 審査の結果

各基金の運用状況は、計数は正確であり、それぞれ設置目的に従って運用されており、事務の執行も適正であると認めた。

5. 平成29年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査

市長からの審査依頼に基づき、提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率が適正に算定されているか審査します。

■ 審査の主眼

- ① 健全化判断比率及び資金不足比率が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」等関係法令に基づき適正に算定されているか
- ② 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

■ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

■ 総括意見の概要

実質公債費比率は、単年度比較では前年度に比べ約 1.4 ポイント下回るとともに、3 か年平均では 0.2 ポイント下回った。

将来負担比率は、前年度と比べ 6.5 ポイント上昇し、5年連続で悪化となり、政令市（20市）平均と比較した将来負担比率は、悪化傾向にある。今後も、臨時

財政対策債を除いた地方債現在高を縮減するとした財政目標を達成することが重要である。

《健全化判断比率》

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準 ^{※5}
実質赤字比率 ^{※1}	— (—)	11.25%
連結実質赤字比率 ^{※2}	— (—)	16.25%
実質公債費比率 ^{※3}	10.9% (11.1)	25%
将来負担比率 ^{※4}	146.1% (139.6)	400%

注：「—」表記は実質赤字額及び連結実質赤字額がなく、黒字であるため、記載すべき比率が無いことを表している。()内は前年度の比率である。

【用語の解説】

※1 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の比率で、収入に対する赤字の割合を示す

※2 連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額の比率で、収入に対する地方公共団体全体の赤字の割合を示す

※3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の比率で、借入金の返済額などの大きさを示す

※4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率で、将来財政を圧迫する可能性を示す

※5 早期健全化基準

この基準を一つでも超えた場合、「財政健全化計画」を策定し(議会議決が必要)自主的な改善努力による財政健全化を行っていくことが必要となる基準

《資金不足比率》

特別会計の名称	資金不足比率 ^{※1}	経営健全化基準 ^{※2}
下水道事業会計	— (—)	20%
水道事業会計	— (—)	
病院事業会計	— (—)	
中央卸売市場事業会計	— (—)	
と畜場事業会計	— (—)	

注：「—」表記は資金不足額がないため、記載すべき比率が無いことを表している。()内は前年度の比率である。

【用語の解説】

※1 資金不足比率

公営企業の資金不足が事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率で、経営状況の健全度を示す

※2 経営健全化基準

この基準を超えた場合、超えた企業ごとに「経営健全化計画」を策定し(議会議決が必要)自主的な改善努力による経営健全化を行っていくことが必要となる基準

《参考 健全化判断比率の範囲》

新潟市の会計区分		各比率の対象範囲			
		実質赤字比率	連結赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
普通 会計	一般会計(公営事業分除く)	↑ ↓	↑	↑	↑
	土地取得事業会計				
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計				
	公債管理事業会計				
公営 事業 会計	国民健康保険事業会計	↑ ↓	↑ ↓	↑ ↓	↑ ↓
	介護保険事業会計				
	後期高齢者医療事業会計				
	中央卸売市場事業会計				
	と畜場事業会計				
	下水道事業会計				
	水道事業会計				
	病院事業会計				
一部事務組合・広域連合					
地方公社・第三セクター等					

6. 例月の現金出納検査

■ 会計管理者所管分（一般会計及び特別会計）

毎月1回、会計管理者の所管に係る、前月末日現在の現金収支及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。

■ 公営企業会計分（下水道事業、水道事業及び病院事業）

毎月1回、下水道事業管理者（市長）、水道事業管理者及び病院事業管理者の所管に係る、前月末日現在の月次試算表及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。

■ 検査の結果

《会計管理者所管分（一般会計及び特別会計）》

会計管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。

《公営企業会計分（下水道事業、水道事業及び病院事業）》

各事業管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。

7. 住民監査請求に基づく監査

新潟市に住所を有する方が、新潟市長等の市の執行機関や職員による財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求できる制度です。

■ 監査の結果

件名	結果
水と土の芸術祭、新バスシステム・BRT に関する平成 30 年度予算の執行の停止を求めるもの	棄却
法定外公共物の使用に関するもの	棄却
実行委員会の支出に関するもの	受理前却下
法律無料相談に係る委託料の支出に関するもの	棄却・一部却下

8. 請求等に基づく監査

住民からの事務監査請求や、市長の要求、議会からの請求により実施する監査制度です。

■ 監査の結果

該当なし

9. 包括外部監査

市長と契約した外部監査人が実施した包括外部監査について、その結果に関する報告書の提出を受け、これを公表しています。

《各年度の実施状況》

年度	外部監査人	包括外部監査の内容
30	公認会計士	水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況 (平成31年2月公表)
29	公認会計士	市税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況について (平成30年2月公表)
28	弁護士	財務部債権管理課の事務の執行について (平成29年2月公表)
27	弁護士	市営住宅に関する財務事務の執行について (平成28年2月公表)
26	弁護士	生活保護に関する事務等の執行について (平成27年2月公表)

《参考》監査委員に関わる地方自治法その他の法令・例規（抜粋）

● 地方自治法（抜粋）

※平成31年4月1日時点。平成32年4月1日施行のものは除く。

（地方公共団体の法人格及び事務）～監査等に当たっての留意事項

第2条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

（監査の請求とその処置）～事務の執行にかかる監査の直接請求

第75条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。

- ② 前項の請求があったときは、監査委員は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- ③ 監査委員は、第1項の請求に係る事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。
- ④ 前項の規定による監査の結果に関する報告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

（役員解職請求とその処置）～監査委員の解職請求

第86条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求することができる。

（検閲・検査及び監査の請求）～議会の請求に基づく事務に関する監査

第98条

- ② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)～監査委員の必置、委員の選任条件

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

1～3 (略)

4 監査委員

- ⑤ 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。
- ⑥ 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
- ⑦ 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

(設置及び定数)～監査委員の設置と定数

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- ② 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市及び町村にあっては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

(選任及び兼職禁止)～長による監査委員の選任・常勤監査委員の設置

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

- ② 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあっては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかった者でなければならない。
- ③ 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。
- ④ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。
- ⑤ 都道府県及び政令で定める市にあっては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。
- ⑥ 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあっては2人又は1人、その他の市及び町村にあっては1人とする。

(監査委員の任期)～識見委員及び議選委員の任期

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年

とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(罷免)～監査委員の罷免条件・手続き

- 第 197 条の 2** 普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。
- ② 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

(監査委員の退職)～監査委員の退職の承認

- 第 198 条** 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

(監査委員になることができない者)～監査委員の就任条件

- 第 198 条の 2** 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。
- ② 監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

(服務)～監査委員の服務規定

- 第 198 条の 3** 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。
- ② 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(職務)～監査委員が実施する監査等

- 第 199 条** 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。
- ② 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる。
- ③ 監査委員は、第 1 項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第 2 条第 1 4 項及び第 1 5 項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。
- ④ 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。
- ⑤ 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第 1 項の規定による監査をすることができる。

- ⑥ 監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。
- ⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。
- ⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
- ⑨ 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。
- ⑩ 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。
- ⑪ 第9項の規定による監査の結果に関する報告の決定又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- ⑫ 監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

(監査執行上の除斥)～監査委員の利害関係による監査執行からの除斥

第199条の2 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

(代表監査委員)～代表監査委員の選任と所管する職務

第 199 条の 3 監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の 1 人(監査委員の定数が 2 人の場合において、そのうち 1 人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員)を代表監査委員としなければならない。

- ② 代表監査委員は、監査委員に関する庶務及び次項又は第 242 条の 3 第 5 項に規定する訴訟に関する事務を処理する。
- ③ 代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。
- ④ 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が 3 人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、2 人の場合には他の監査委員がその職務を代理する。

(事務局・事務局長・書記その他の職員)

第 200 条 都道府県の監査委員に事務局を置く。

- ② 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- ③ 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
- ④ 事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。
- ⑤ 事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。
- ⑥ 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- ⑦ 事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第百八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。

(監査専門委員)

第 200 条の 2 監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くことができる。

- ② 監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、これを選任する。
- ③ 監査専門委員は、監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。
- ④ 監査専門委員は、非常勤とする。

(決算)～監査委員による決算審査の根拠規定

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- ③ 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員

の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

- ④ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- ⑤～⑥ (略)
- ⑦ 普通地方公共団体の長は、第3項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(現金出納の検査及び公金の収納等の監査)～例月出納検査の根拠規定

第235条の2 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

- ② 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。
- ③ 監査委員は、第1項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。

(基金)～基金の運用状況審査の根拠規定

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

- ②～④ (略)
- ⑤ 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。
- ⑥ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(住民監査請求)～住民監査請求の根拠規定

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填(てん)するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- ② 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限

りでない。

- ③ 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合においては、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下本条において「請求人」という。）に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- ④ 第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- ⑤ 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内にこれを行なわなければならない。
- ⑥ 監査委員は、第四項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- ⑦ 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- ⑧ 第三項の規定による勧告並びに第四項の規定による監査及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるものとする。
- ⑨ 第四項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

（住民訴訟）～住民訴訟にかかる監査実施の根拠規定

第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第5項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第9項の規定による普通公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第5項の規定による監査若しくは勧告を同条第6項に期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第9項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為

又は怠る事実につき、訴えをもって次に掲げる請求をすることができる。

1～3（略）

4 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

② 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

1 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があった日から30日以内

2 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内

3 監査委員が請求をした日から60日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該60日を経過した日から30日以内

4 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内

③～⑫（略）

（職員の賠償責任）～長からの要求による職員の賠償責任にかかる監査実施の根拠規定

第243条の2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

1 支出負担行為

2 第232条の4第1項の命令又は同条第2項の確認

3 支出又は支払

4 第234条の2第1項の監督又は検査

② 前項の場合において、その損害が2人以上の職員の行為によって生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

③ 普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為によって当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

- ⑧ 第3項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。
- ⑨ 第3項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

● 地方公営企業法（抜粋）

（経営の基本原則）～監査等にあたっての留意事項

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（公金の収納等の監査）～監査委員による指定金融機関等の公金出納にかかる監査の根拠規定

第27条の2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は管理者の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

- ② 監査委員は、前項の規定により監査をしたときは、監査の結果に関する報告を地方公共団体の議会及び長並びに管理者に提出しなければならない。

（決算）～監査委員による決算審査の根拠規定

第30条 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書その他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

- ② 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- ③ 監査委員は、前項の審査をするにあたっては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。
- ④ 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。
- ⑤ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- ⑥ 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

⑦～⑧(略)

- ⑨ 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

(計理状況の報告)～例月出納検査の検査表の作成

第31条 管理者は、毎月末日をもつて試算表その他当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月20日までに当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

(職員の賠償責任)～長からの要求による企業職員の賠償責任にかかる監査実施の根拠規定

第34条 地方自治法第243条の2の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第1項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第8項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第7条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第243条の2第3項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第8項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と、同条第10項中「処分に不服がある者は」とあるのは「処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、その裁判に不服がある者は」と、「した処分」とあるのは「した裁判」と、「審査請求をすることができ」とあるのは「再審査請求をすることができ」と、同条第12項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

● 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜粋）

(健全化判断比率の公表等)～健全化判断比率審査の根拠規定

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

② 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(国等の勧告等一早期健全化)～早期健全化団体に対する国等の勧告の監査委員への通知

第7条 総務大臣又は都道府県知事は、前条第1項前段の規定による報告を受けた財政健全化団体の財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該財政健全化団体の長に対し、必要な勧告

をすることができる。

- ② 総務大臣は、前項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するものとする。
- ③ 都道府県知事は、第1項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。
- ④ 財政健全化団体の長は、第1項の勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政健全化団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政健全化団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。

（国の勧告等―財政の再生）～財政再施団体に対する国等の勧告の監査委員への通知

第20条 総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合その他財政再生団体の財政の再生が困難であると認められる場合においては、当該財政再生団体の長に対し、予算の変更、財政再生計画の変更その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- ② 財政再生団体の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政再生団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政再生団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。

（資金不足比率の公表等）～資金不足比率審査の根拠規定

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

（地方自治法の監査の特例）～財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画作成の際の監査実施

第26条 財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第199条第6項の監査の要求をしなければならない。この場合においては、同法第252条の41第1項中「第199条第6項」とあるのは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第26条第1項の規定に基づく第199条第6項」

と、「監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体」とあるのは「同法の規定により財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体」と、「同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて」とあるのは「同項の要求と併せて、理由を付して」と、「求めることができる」とあるのは「求めなければならない」と読み替えて、同法第2編第13章の規定を適用する。

- ② 財政健全化団体、財政再生団体又は経営健全化団体（以下この項において「財政健全化団体等」という。）が包括外部監査対象団体である場合にあっては、当該財政健全化団体等の包括外部監査人は、地方自治法第252条の37第1項の規定による監査をするに当たっては、同条第2項の規定によるほか、当該財政健全化団体等の財務に関する事務の執行及び当該財政健全化団体等の経営に係る事業の管理が財政の早期健全化、財政の再生又は公営企業の経営の健全化を図る観点から適切であるかどうか、特に、意を用いなければならない。

● 新潟市監査委員条例（抜粋）

（この条例の趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法の規定に基づき、他の条例で定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員選任の監査委員及び常勤の監査委員）

第2条 議会の議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。

- ② 識見を有する者の中から選任する監査委員のうち1人は、常勤とする。

（定期監査）

第3条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査期日を定め、当該監査期日の10日前までに、その旨を市長及び監査の対象となる機関に通知しなければならない。

（随時監査）

第4条 監査委員は、法第199条第2項又は第5項の規定による監査を行うときは、当該監査期日の5日前までに、その旨を市長及び監査の対象となる機関に通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（請求等による監査）

第5条 監査委員は、法第75条第1項若しくは第242条第1項の規定による監査の請求又

は法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項若しくは第243条の2第3項の規定による監査の要求を受理したときは、速やかにその旨を市長並びに監査の対象となる機関又は監査の対象となるもの及びこれと関係のある機関に通知するとともに、監査に着手しなければならない。

(財政援助団体等及び指定金融機関等の監査)

第6条 監査委員は、法第199条第7項又は第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、当該監査期日の5日前までに、その旨を市長並びに監査の対象となるもの及びこれと関係のある機関に通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(決算審査等)

第7条 法第233条第2項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第5条第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項に規定する決算審査、法第241条第5項の審査並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の審査は、市長からその審査を求められたときに行なう。

② 監査委員は、前項の規定による審査を終了したときは、その意見書を市長に提出しなければならない。

(出納検査)

第8条 法第235条の2第1項の規定による出納検査の例日は、毎月26日とする。ただし、当該日が休日にあたる時、又は特別の理由があるときは、これを変更することができる。

(告示又は公表の方法)

第9条 監査委員が行なう告示は新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)の規定による公告式により、及びその公表は新潟市公報発行規程(昭和35年新潟市訓令第7号)の規定による新潟市公報により行なう。

② 前項の告示又は公表のうち、特に必要なものについては、同項に規定するところによるほか、監査委員が適当と認める方法によりこれを行なう。

(事務局の設置)

第10条 監査委員に事務局を置く。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が定める。

● 新潟市監査委員監査基準(抜粋)

(目的)

第1条 新潟市監査委員監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公営法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第9号までの監査（以下「監査」という。）、同項第10号の検査（以下「検査」という。）及び同項第11号から第14号までの審査（以下「審査」という。）の実施、報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めるとともに、議会及び市長又は関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）並びに法第252条の30第1項に定める外部監査人との関係を明確にすることを目的とする。

(規範性)

第2条 本基準は監査委員監査の基準であり、監査委員は、実施可能にして合理的である限りこれに従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施しなければならない。なお、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

(監査等の目的)

第3条 監査等の目的は、次の各号を実施することにより、本市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。

- 1 監査及検査については、本市の行財政運営が、法第2条第14項から第16項までの趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを住民の視点に立って確認し、監査委員が自ら入手した証拠を基に総合的に検証した結果を監査及び検査の結果や意見として提出し、法の規定にのっとり公表する。
- 2 審査については、市長から審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示していること、及び予算の執行又は事業の経営が適正に、効果的で効率的かつ経済的に行われていることを監査委員が自ら入手した証拠を基に審査した結果を意見として表明する。

(監査等の種類)

第4条 監査等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 財務監査（法第199条第1項）
- 2 行政監査（法第199条第2項）
- 3 住民の直接請求に基づく監査（法第75条）
- 4 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項）

- 5 市長の要求に基づく監査（法第 199 条第 6 項）
 - 6 財政援助団体等に対する監査（法第 199 条第 7 項）
 - 7 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は公企法第 27 条の 2 第 1 項）
 - 8 住民監査請求に基づく監査（法第 242 条）
 - 9 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の 2 第 3 項又は公企法第 34 条）
 - 10 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）
 - 11 決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項）
 - 12 基金の運用状況審査（法第 241 条第 5 項）
 - 13 健全化判断比率審査（健全化法第 3 条第 1 項）
 - 14 資金不足比率審査（健全化法第 22 条第 1 項）
- ② 前項第 1 号に規定する財務監査は、定期監査（法第 199 条第 4 項）又は随時監査（法第 199 条第 5 項）として実施する。

（倫理規範）

第 5 条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持しなければならない。

② 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って監査等を実施しなければならない。

③ 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

④ 監査委員は、第 3 条の目的を果たすため、常に自己研さんに努めなければならない。

（指導的機能の発揮）

第 6 条 監査委員は、第 3 条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮しなければならない。

（監査等の実施）

第 7 条 監査委員は、監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施しなければならない。なお、その場合のリスクの重要度については、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断しなければならない。

（報告の徴取）

第 8 条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「法施行令」という。）第 168 条の 4 第 3 項又は地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 5 第 3 項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又

は企業管理者に対して報告を求めることができる。

- ② 監査委員は、法施行令第 158 条の 2 第 5 項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(監査調書の作成及び保存)

第 9 条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画（以下「監査等の計画」という。）並びにこれに基づき実施した監査等の結果及び関連する証拠を監査調書として作成し、本市の文書保存期間に応じた適切に保存しなければならない。

(情報管理)

第 10 条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底しなければならない。

- ② 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱わなければならない。

(品質管理)

第 11 条 監査委員は、監査等が本基準に準拠して適切に実施されるために必要な品質管理の方針と手続を定めなければならない。

- ② 監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価しなければならない。

- ③ 監査委員は、監査等のすべての過程において、監査委員に関する事務を補助する職員等を適切に監督し、指導しなければならない。

(合理的な基礎の形成)

第 12 条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠を入手して、決定する監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(監査等の実施方針及び計画の策定)

第 13 条 監査委員は、本市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の理念や方針、リスク管理体制や内部統制体制等のガバナンスの状況、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況等及び監査資源を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定しなければならない。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直ししなければならない。

- ② 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定しなければならない。

- ③ 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの重要度及び過去の監査結果に対する措置の状況等を評価し、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めな

なければならない。

- 1 実施予定の監査等の種類及び対象
 - 2 監査等の対象別実施予定時期
 - 3 監査等の実施体制
 - 4 その他必要と認める事項
- ④ 監査委員は、実施計画の策定に当たり、監査等の対象に係るリスクが及ぼす影響の重要度を評価した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めなければならない。
- 1 監査等の種類
 - 2 監査等の対象
 - 3 監査等の着眼点
 - 4 監査等の主な実施手続
 - 5 監査等の実施場所及び日程
 - 6 監査等の担当者及び事務分担
 - 7 その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の計画の変更)

第14条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更しなければならない。

(監査等の手続)

第15条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、監査等の対象に係るリスクの重要度、内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮して、実施すべき監査等の手続を定めなければならない。

- ② 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮しなければならない。
- ③ 監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施しなければならない。
- ④ 監査委員は、監査等の実施の結果、不正の兆候もしくは不正の事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第16条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、

実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用しなければならない。

(他者情報の利活用及び調整)

第17条 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等（法第199条第7項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めなければならない。

② 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定しなければならない。

③ 監査委員は、学識経験者から意見を聴く等、専門家の業務を利活用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査等の証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。

④ 監査委員は、外部監査人との間で、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(弁明、見解等の聴取)

第18条 監査委員は、原則として、監査の結果に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取しなければならない。

(報告及び意見の提出)

第19条 監査委員は、監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等へ提出しなければならない。なお、監査の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。

② 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出しなければならない。

③ 監査委員は、監査又は検査の結果に関する報告及び意見（以下「監査報告等」という。）の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めなければならない。

(監査報告等の内容)

第20条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 本基準に準拠している旨
- 2 監査等の種類
- 3 監査等の対象
- 4 監査等の着眼点

- 5 監査等の主な実施内容
 - 6 監査等の実施場所及び日程
 - 7 監査又は検査の結果及び意見
 - 8 その他必要と認める事項
- ② 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容及び理由等を記載しなければならない。

(監査委員の合議)

第21条 次に掲げる監査報告等の決定は、監査委員の合議によらなければならない。

- 1 第4条第1項第1号から第6号まで、及び第9号に定める監査結果
- 2 第4条第1項第8号に定める監査及び勧告
- 3 第4条第1項第11号から第14号までに定める審査意見
- 4 包括外部監査人の監査結果に関する意見（法第252条の38第5項）
- 5 住民の直接請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の39第7項）
- 6 議会の請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の40第4項）
- 7 市長の要求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の41第4項）
- 8 市長の要求に基づき、財政援助団体等に対する監査を、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の42第4項）
- 9 住民監査請求に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議（法第252条の43第3項及び第8項）
- 10 住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告（法第252条の43第5項）

(監査報告等の公表)

第22条 監査委員は、監査報告等のうち、第4条第1項第1号から第6号まで及び第8号に定める監査並びに外部監査人からの報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。

(措置状況の報告等)

第23条 監査委員は、業務の改善を促すため、監査の結果に基づく措置状況について、議会又は市長等に適時報告を求めなければならない。

- ② 監査委員は、第4条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに外部監査人の監査の結果に基づく議会又は市長等からの措置状況の通知は、これを公表しなければならない。
- ③ 監査委員は、第4条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

(実施細目)

第24条 この基準の実施に関し必要な事項は、監査委員の合議により別に定めるものとする。